

佐倉市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正について（概要）

1. 改正理由

平成 26 年度から地方公営企業会計基準が変更となり、現金を伴わない利益（※）である長期前受金戻入益が生じます。この利益の処分について、現行の規定により利益処分を行うと、現金の必要な減債積立金として処理される可能性があります。

現金を伴わない利益の減債積立金への積立てを防ぐため条例を改正しようとするものです。

2. 改正内容

現金を伴わない利益は原則として資本金に組み入れる。

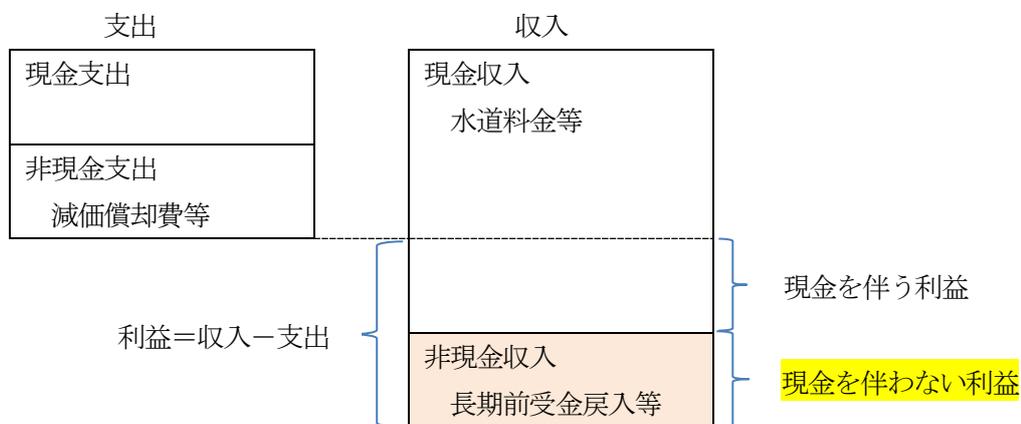
会計制度改正初年度の期首に生じる水道事業の未処分利益剰余金（約 85 億円）は資本金に組み入れる。

3. 今後の予定

平成 26 年 12 月下旬～平成 27 年 1 月上旬	意見公募
平成 27 年 2 月	2 月議会に上程
平成 27 年 3 月 30 日～4 月 1 日	公布の日から施行

（※）現金を伴わない利益とは

①現金を伴う利益がある場合



②現金を伴う利益がない場合

